

鉄道活性化沿線支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鉄道活性化沿線支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、人口減少や高齢化の加速化、過度な自家用車への依存等による減便や利用者減少など厳しい状況におかれている公共交通機関の沿線自治体が推進する鉄道利用促進の取組を支援し、機運醸成を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、それぞれの補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額の合計額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、事業着手前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(補助金の支払)

第6条 知事は、本補助金を概算払により支払うことができる。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は補助事業を開始した年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率
複数の沿線市町村（県外を含む）が連携して取り組む県境をまたぐ区間を含む県内ＪＲ鉄道路線の利用促進事業	県内市町村	１の事業のうち、県内市町村が負担する費用	１／２
県境をまたぐ区間を含む県内ＪＲ鉄道路線の利用促進事業	学生や自治会等地域住民 ※ただし、県内市町村から補助を受けていること	１の事業のうち、地域住民が負担する費用 ※目的を達成するために必要と認められない経費を除く（人件費、食糧費等）	１０／１０ ※ただし、県内市町村からの補助額を上限とする

様式第 1 号（第 4 条、第 8 条関係）

鉄道活性化沿線支援補助金計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業の 概要	事業の 実施場所	事業 開始時期	完了（予定） 年月日	備考

注 本事業計画（報告）書には、必要に応じ、次の書類を添付すること。

- （１） 補助対象経費に係る見積書
- （２） その他補助金の交付に関し参考となる書類

3 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が５％を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第2号（第4条、第8条関係）

鉄道活性化沿線支援補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	予算（決算）額	備 考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

項 目	予算（決算）額	備 考
計		

注1 備考欄には、内訳、積算等を掲載すること。

第 号
令和 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

鉄道活性化沿線支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鉄道活性化沿線支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 算定基準額 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鉄道活性化沿線支援補助金交付要綱（令和6年6月13日付第202400075149号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項又は第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

年度鉄道活性化沿線支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鉄道活性化沿線支援補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

5 添付書類

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（写し）

様式第4号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名 鉄道活性化沿線支援補助金
- 5 補助金額 円
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法